

## 第 6 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 1 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 20 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 21 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する許可について
議第 22 号	農用地利用配分計画に対する意見について
議第 23 号	令和 3 年御嵩町賃借料の提供について
報第 4 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	12 番 田中 幹三郎 委員 13 番 石渡 和美 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 14 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 6 回御嵩町農業委員会を開会します。 会議録 署名者に、12 番 田中 幹三郎 委員、13 番 石渡 和美 委員を指名します。 それでは、議第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。  (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、7 番 山口 由美子委員 説明願います。
7 番 山口 委員	資料 5-1 をご覧ください。申請地は八幡神社の南 10m のところ です。転用目的は太陽光発電施設。権利を設定する理由の詳細としては、譲受人は当地を借受けて太陽光発電敷地に転用したい。譲渡人は譲受人の要望を承諾しました。 パネルは 180 枚で防草シート、フェンスで囲みます。全額自己資金で行います。御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う届出は済んでいます。 北側は宅地・畑、東側は田・雑種地、南側は雑種地・公衆用道路、西側は赤道です。12 月 21 日に現地確認を行いました。雨水は

	<p>新設側溝を經由して、雨水浸透枮3か所へ放流します。汚水は発生しません。万一、問題が生じた場合は申請人において解決します。</p> <p>添付書類は土地利用計画平面図、誓約書、通帳の写し、定款、履歴事項全部証明書、中部電力の接続契約、再生可能エネルギー事業計画の変更認定通知、委任状、隣地承諾書を確認しました。</p> <p>1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、13番 石渡 和美委員 説明願います。</p>
13番 石渡 委員	<p>資料5-2をご覧ください。申請地の場所は株式会社〇〇より南へ150mのところですが、権利を移転する理由の詳細としては、譲受人が代表取締役を務める〇〇株式会社は申請地北側にて機械部品等を製造する工場を営んでいますが、現在の駐車場は狭く、資材置場も足りないため、申請地を資材置場及び駐車場として転用許可を申請するとのこと。譲渡人は譲受人の申出に応じ、売り渡したいとのこと。</p> <p>誓約書、使用貸借契約書、隣地承諾書、確約書、委任状等について確認しました。</p> <p>砂利敷きで雨水は自然浸透です。12月14日に事前説明を受けました。12月21日に現地確認を行いました。2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>こういった難しい案件が出てくることはどの地区でもあり得ます。現地を見ていない委員には質疑も難しいと思います。事務局より補足説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p> <p>今、石渡委員から説明をいただきました案件に補足をさせていた</p>



	<p>とのことです。農地転用申請前に一部駐車場として使用していたということで始末書が付いています。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。</p>
議 長	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。 次に4号事案について、事務局 説明願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしているため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に、議第21号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、7番 山口 由美子委員 説明願います。</p>
7番 山口 委員	<p>12月16日に山本推進委員と確認をしました。耕作に何ら支障はないと考えます。</p>
議 長	<p>続いて 山本 恵美雄 推進委員 現地の状況等の説明願います。</p>

山本 推進委員	12月16日に現地確認を行いました。問題ないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。  次に、2号事案は 1番 青木 友誉 委員に関係しますので、1番 青木 友誉 委員は 農業委員会等に関する法律 第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
	(1番 青木 友誉 委員 退席)
議 長	2号事案について10番 田中 豊雄委員 説明願います。
10番 田名 委員	申請地の場所は送木公民館から南へ100mです。権利を設定する理由の詳細としては、譲渡人は現在耕作しておらず、今後管理もできない。譲受人は自宅と隣接しており畑として耕作したいため、合意に至りました。譲受人が土地の状況は、田 6237 m <sup>2</sup> 、畑 916 m <sup>2</sup> です。農機具の保有状況はトラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台、乾燥機2台です。営農状況、誓約書などを確認しました。 12月14日に推進委員の平田さんの立ち合いのもと、現地確認を行いました。2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしくお願いします。
議 長	続いて 平田 功一 推進委員 現地の状況等の説明願います。
平田 推進委員	12月14日に田中 豊雄 委員と現地を確認しました。問題はないと思います。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。 審議終了いたしましたので、1番 青木 友誉 委員の着席を認

	めます。
	(1番 青木 友誉 委員 着席)
議 長	次に議第 22 号 農用地利用配分計画に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読、説明願います。
	(事務局朗読)
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案について適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。
	次に議第 23 号、令和 3 年御嵩町賃借料の提供について、を議題とします。 事務局より説明願います。
	(事務局朗読)
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。
1番 青木 委員	賃借料は役場に報告しなければならないのですか。
事務局次長	利用権設定申請に係ってくるが、そういったことをやっていない方もいます。民民でやられていることを把握することは難しいというのが現状です。
議 長	昔の記憶をたどると、田を1反借りるのに米1俵 60 kgでした。米の値段は上がったたり下がったりするが、この制度が始まったころは1万5千円から1万8千円程度。米がどんどん安くなり、米 60 kgは半俵の 30 kgに変わった。今では逆に地権者が金を払わなければならない。担い手の立場が変わってきている。賃借の形は時代の中で変わってきている。 平成 30 年の数値はなぜ半端ですか。
事務局次長	10a あたりの平均ということで、割っているためです。申請に基づいた賃料です。
議 長	めぐみの管内の可児地区では畔草を刈る料金として1万円をいた

	<p>だいている。1万円を地権者から担い手の方に渡すという制度をやっている。美濃加茂、関、郡上ではそういったことはやっていないが、畔草は一切刈らない。地区によっても違います。</p> <p>農業委員として即答できる範囲は、ここに書いてあるように年間10aあたり7千7百円ということになる。7千7百円は妥当ではないということであれば、議論をして意見を出していただきたいが、今議論するよりも、今年1年勉強していただいて、令和4年の新しい賃借料の提供では広報を通じて、農業委員会で決めさせていただいたというようなことに繋がっていくかと思しますので、今回はこの資料に基づいた形で決定していきたい。</p> <p>7千7百円と半端なことを言うより8千円と言っていただけならばいいかと思う。たった2件のデータをもとに判断するのは不味いことですが、やむを得ませんのでよろしくお願いします。</p> <p>質疑ありますか。</p>
3番 鍵谷 委員	<p>7千7百円というのは、耕作者が地権者に払ったという実績ではないですか。この資料は、貸した者がいただけるという意味合いにとることができると思います。</p>
事務局次長	<p>その通りです。ただ、そういった方もいらっしゃるというだけで、そうしてくださいというものではないです。双方の合意のもとでそういったことをやられるということであれば、目安としてこれくらいで成立していますということを示すデータです。会長がおっしゃったように、2件しかないため、正しいかと言われれば問題はあるかと思えます。</p>
3番 鍵谷 委員	<p>利用権の設定申請ではゼロというのがほとんどです。そちらを反映すべきでは。金額の表示があったものが2件というだけでは。</p>
議 長	<p>参考資料として出すだけです。御嵩町はどれくらいかというデータを出さなければならない。</p> <p>採決に入ります。議第23号について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、議第23号は可決しました。</p> <p>次に、報第4号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">10時10分終了</p>
-----	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....  
12 番

.....  
13 番  
.....